

## 前納報奨金制度 改正等のお知らせ

前納報奨金は、「個人住民税（普通徴収分）」と「固定資産税」について、第1期の納期限内に1年分の税額を全額納付した場合等に報奨金として納税者に交付されるもので、実際には納付されるときに税額から報奨金を差し引いた額を納めていただいています。

この制度は、戦後の混乱期に地方自治の確立のための必要な財源確保と納税者の納税意識の高揚を目的に創設されたものです。しかし、その頃と比べると私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化し、口座振替制度の普及等により、納税者の納税意欲の向上や税収の早期確保といった制度の一定の目的は既に達成されています。さらに、この制度の適用を受けるのが個人住民税（普通徴収分のみ）と固定資産税に限定されること、給与所得者の給与から天引きされる個人住民税（特別徴収分）が交付対象でないこと等、税負担の公平性の確保という観点から矛盾が生じてきています。

このような状況から、全国的にも前納報奨金制度については、廃止もしくは縮小されているのが現状です。当町におきましても、平成19年度以降の前納報奨金について、別表のとおり段階的に改正・廃止することと

しましたので、納税者の皆さんにはこの趣旨をご理解いただき、今後とも納税につきましましては、なお一層のご協力をお願いいたします。

### ■別表 今後の前納報奨金の交付率等

| 区 分      | 交 付 率       | 交付限度額 | 交 付 期 |
|----------|-------------|-------|-------|
| 平成18年度まで | 1/100       | 10万円  | 1～3期  |
| 平成19年度   | 0.5/100     | 5万円   | 1期    |
| 平成20年度   | 0.25/100    | 2万円   | 1期    |
| 平成21年度   | 全 て 廃 止 予 定 |       |       |

### 【前納報奨金の計算方法】

○試算例 固定資産税の年税額161,000円（1期 41,000円、2～4期 各40,000円）の場合

現 行 40,000円（2期分税額）×1/100（交付率）×18月（納期前月数）  
＝7,200円（前納報奨金交付額）

改正後（平成19年度）40,000円（2期分税額）×0.5/100（交付率）×18月（納期前月数）  
＝3,600円（前納報奨金交付額）

（※注）

前納報奨金は百円未満の端数切捨てとなっており、個人住民税の前納報奨金を計算する場合は、納期前月数を10月として計算します。又、平成20年度分についても、交付率を0.25/100として容易に求めることができます。

## 固定資産土地・家屋 価格等縦覧帳簿の 縦覧について

固定資産税における縦覧制度は、他人の土地や家屋の評価額と比較して評価額が適正かどうかを確認していただくための制度です。

土地や家屋を所有している人は、資産の状況、評価額などをお確かめください。

### （縦覧期間）

平成19年4月2日（月）から  
5月1日（火）へ土・日・祝日を除く  
午前8時30分～午後5時

### （縦覧場所）

各総合支所税務担当課の窓口

### （縦覧範囲）

土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格を記載）及び家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格を記載）で他の土地や家屋の評価額についても縦覧可能  
（縦覧対象者）

### ★土地価格等縦覧帳簿

町内に所在する土地の固定資産税の納税者（代理人含む）に限る。

### ★家屋価格等縦覧帳簿

町内に所在する家屋の固定資産税の納税者（代理人含む）に限る。

なお、自己の資産（土地・家屋）については、土地・家屋名寄帳により、資産状況、評価額などが確認できます。

※縦覧には必ず印鑑をお持ちください（代理人は委任状が必要です）。

なお、詳細は上島町各総合支所の税務担当課にお問い合わせてください。

## 職場でひとりで悩んでいないで 専門家に相談してみては

あなたの悩みに専門アドバイザーが無料でお答えします。秘密厳守、安心してご相談下さい。

### ■松山労働条件相談センター■

愛媛県松山市大手町1-1-1岩本ビル3階

TEL 0120-135-807

平日14:00～20:00 土曜日13:00～18:00